

清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図るため、清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) 既存住宅 既存建築物のうち一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含み、居住のために継続して利用する建物をいう。
- (4) 木造住宅 木造軸組工法で居住のために継続して利用する建物をいう。
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき静岡県知事が認定した者をいう。
- (6) 耐震診断評定書 耐震評定委員会（社団法人静岡県建築士事務所協会内）、SPRC委員会（財団法人日本建築防災協会内）等第三者機関に診断結果を諮ったものをいう。
- (7) 高齢者のみが居住する住宅等 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、

借家は除くものとする。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

オ 町長がアからエのいずれかと同等と認める者が居住するもの

(8) ブロック塀等 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のある高さが地上60センチメートルを超えるブロック塀等をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(9) ブロック塀等改善 ブロック塀等の改修、造り替え及びフェンス等の安全な他の塀への転換をいい、造り替え及び他の塀への転換をするための撤去は含まない。

(10) 耐震シェルター 別表第2に掲げるもの又は次のいずれにも該当するものをいう。

ア 次のいずれかに該当する強度試験により、鉛直方向の最大耐力が製品全体9.0 t以上有することが証明されていること。

(ア) 製品上部の鉛直方向による載荷試験

(イ) (ア)に相当する試験で上記に相当する最大耐力を有すると認めるもの

イ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法が含まれていないこと。

(11) 防災ベッド 別表第3に掲げるもの又は次のいずれにも該当するものをいう。

ア 次のいずれかに該当する強度試験により、鉛直方向の最大耐力が製品全体で4.5 t以上有することが証明されていること。

(ア) 製品上部の鉛直方向による載荷試験

(イ) (ア)に相当する試験で上記に相当する最大耐力を有すると認めるもの

イ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法が含まれていないこと。

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象及び補助率は、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、事業ごとに補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(耐震診断等の方法)

第4条 既存建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添による方法(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。)とする。

(耐震診断等の実施者)

第5条 耐震診断等の実施者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅における補強計画の策定は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。
- (2) 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)及び木造住宅建替助成事業における採択要件を確認するための耐震診断並びに補強計画策定及び耐震補強事業における補強後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事業の区分ごとに定められた書類を添えて、事業の着手前に町長に提出しなければならない。

- (1) 建築物耐震診断事業 各1部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書
(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 案内図

エ 配置図及び平面図

オ 事業に要する経費の見積書の写し

カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明するもので、下記のいずれかの

書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

キ 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

ク その他参考となる書類

(2) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書
（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号及び様式第 2 号の 2）

ウ 案内図

エ 配置図及び補強前後の平面図

オ 耐震診断結果報告書の写し

カ 事業に要する経費の見積書の写し

キ 昭和56年 5 月31日以前に建築したことを証明するもので、下記のいずれかの
書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

ク 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書

ケ 高齢者のみが居住する住宅等の場合は、家族構成報告書（様式第 3 号）その
他その要件を満たしていることを確認できる書類の写し

コ その他参考となる書類

(3) 木造住宅建替助成事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書
（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号の 2）

ウ 案内図

エ 既存建築物の配置図及び新築建築物の配置図

オ 事業に要する経費の見積書の写し

カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

キ 耐震診断結果報告書の写し

ク 新築建築物の建築確認済証の写し

ケ 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

コ 住民票の写し

サ その他参考となる書類

(4) 木造住宅移転助成事業 各1部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号の2）

ウ 案内図

エ 既存建築物の配置図

オ 事業に要する経費の見積書の写し

カ 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し

(ア) 建築確認通知書

(イ) 固定資産課税台帳証明書（家屋）

(ウ) 家屋登記簿謄本

キ 耐震診断結果報告書の写し

ク 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

ケ 住民票の写し

コ 移転先の住宅の賃貸借契約書等の写し

サ 家族構成報告書（様式第 3 号）その他高齢者のみが居住する住宅等であることを確認できる書類の写し

シ その他参考となる書類

(5) ブロック塀等耐震改修促進事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号の 2）

ウ 案内図

エ ブロック塀の撤去又は改善箇所及び延長が確認できる平面図及び断面図

オ 事業に要する経費の見積書の写し

カ 撤去前の写真

キ 新設塀のカatalog（フェンス、ブロック）

ク 倒壊の危険性があることを証する書類

ケ その他参考となる書類

(6) 耐震シェルター整備事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号の 2）

ウ 事業に要する経費の見積書の写し

エ 設置する耐震シェルターのカatalog

オ 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

カ その他参考となる書類

(7) 防災ベッド整備事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号の 2）

ウ 事業に要する経費の見積書の写し

エ 設置する防災ベッドのカatalog

オ 所有者以外による申請の場合は、所有者の承諾書

カ その他参考となる書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき

(ア) 施行箇所の変更

(イ) 総事業費の額の変更

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条第1号のいずれかに該当するときは、次に掲げる書類各1部をあらかじめ町長に提出しなければならない。

(1) 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更等承認申請書（様式第5号）

(2) 変更等事業計画書（様式第2号、様式第2号の2）

(3) その他参考となる書類

(変更等の承認)

第10条 町長は、前条の規定による変更等の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更等を承認し、清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知をするものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、次に掲げる事業の区分ごとに定められた書類を添えて、事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 建築物耐震診断事業 各1部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 耐震診断結果報告書の写し

エ 耐震診断評定書の写し。ただし、次に掲げる建築物については、省略できるものとする。

(ア) 次のいずれかに該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物

a 延べ面積 1,000㎡未満

b 地上階数 2以下

(イ) 次のいずれにも該当する木造の建築物

a 延べ面積 1,000㎡未満（平屋建てのものは除く。）

b 高さ 13メートル以下

c 軒の高さ 9メートル以下

d 階数 2以下

(ウ) 同一申請者が複数の建築物を耐震診断する場合で、次のいずれにも該当し、かつ、1棟分の耐震診断評定書の写しがあるもの

a 建物構造が同一

b 建物規模が同程度

c 建設時期が同程度

(エ) 静岡県知事が不要と認める建築物

オ 契約書、領収書等の写し

カ その他参考となる書類

(2) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書
（様式第 7 号）

イ 事業実績書（様式第 2 号及び様式第 2 号の 2）

ウ 契約書及び領収書等の写し

エ 耐震補強計画書及び耐震診断評定書（建築物の耐震改修の促進に関する法律
（平成 7 年法律第 123 号）第 14 条第 1 号に掲げる建築物又は階数が 3 以上で床面
積の合計が 1,000㎡以上の建築物に限る。）の写し

オ 施工箇所ごとの施工中及び完成後の写真

カ 補強後の耐震性の評価を行った者が建築事務所に属する静岡県耐震診断補強
相談士であると確認できるもの

キ その他参考となる書類

(3) 木造住宅建替助成事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書
（様式第 7 号）

イ 事業実績書（様式第 2 号の 2）

ウ 領収書等の写し

エ 除却工事前及び除却後の写真

オ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 15 条第 1 項の規定による建築物除却届
の写し

カ その他参考となる書類

(4) 木造住宅移転助成事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書

(様式第 7 号)

イ 事業実績書 (様式第 2 号の 2)

ウ 領収書等の写し

エ 除却工事前及び除却後の写真

オ 建築基準法第15条第 1 項の規定による建築物除却届の写し

カ その他参考となる書類

(5) ブロック塀等耐震改修促進事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書
(様式第 7 号)

イ 事業実績書 (様式第 2 号の 2)

ウ 領収書等の写し

エ 工程ごとの施工中及び完成後の写真

オ その他参考となる書類

(6) 耐震シェルター整備事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書
(様式第 7 号)

イ 事業実績書 (様式第 2 号の 2)

ウ 領収書等の写し

エ 設置後の写真

オ その他参考となる書類

(7) 防災ベッド整備事業 各 1 部

ア 清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金実績報告書
(様式第 7 号)

イ 事業実績書 (様式第 2 号の 2)

ウ 領収書等の写し

エ 設置後の写真

オ その他参考となる書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、清水町プロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

（請求の手續）

第13条 補助金の額の確定を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の規定による確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 第11条の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けて、これを町に返還しなければならないこと。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、清水町プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(清水町木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱の廃止)

2 清水町木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱(平成21年告示第12号)は、廃止する。

(清水町防災ベッド購入助成事業費補助金交付要綱の廃止)

3 清水町防災ベッド購入助成事業費補助金交付要綱(平成22年告示第18号)は、廃止する。

別表第1(第2条関係)

事業の区分		事業内容
建築物耐震診断事業		既存建築物の耐震診断を行う事業とする。
木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型)	補強計画策定及び耐震補強事業	木造の既存住宅で耐震診断の結果、評点が1.0未満である住宅の補強計画を策定する事業及び耐震補強工事(増築及び模様替を伴う改修を含む。)を実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.0以上となり、かつ、評点が0.3以上上がるもの (2) 新工法を採用する等、(1)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事
	補強計画策定事業	耐震補強計画を策定後に、やむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する事業とする。(耐震シェルター若しくは防災ベッドを設置し、かつ、高齢者のみが居住する住宅等に限る。)

木造住宅建替助成事業		木造の既存住宅で耐震診断の結果、評点が1.0未満である住宅の全部を除却し、引き続いて当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む。）又はその一部に従前の居住者が居住するために継続して利用する住宅を建築する事業とする。
木造住宅移転助成事業		木造の既存住宅で耐震診断の結果、評点が1.0未満である住宅の全部を除却し、耐震性のある既存住宅等へ移転する事業とする。
ブロック塀等耐震改修促進事業	ブロック塀等撤去事業	地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等（住宅・事業所等から清水町地域防災計画に基づく広域避難地・避難路に至る道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道、県道、町道に限る。）に面するブロック塀等に限る。）を撤去する事業とする。
	ブロック塀等改善事業	地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を金属性フェンス等安全な塀に改善する事業とする。
耐震シェルター整備事業		木造の既存住宅（長屋、集合住宅を除く。）の1階に耐震シェルターを設置する事業とする。（過去に交付要綱に基づく木造住宅の耐震改修事業の補助金の交付を受けたものでないこと。）
防災ベッド整備事業		木造の既存住宅（長屋、集合住宅を除く。）の1階に防災ベッドを設置する事業とする。（過去に交付要綱に基づく木造住宅の耐震改修事業の補助金の交付を受けたものでないこと。）

別表第2（第2条関係）

No.	名 称	会 社 名	鉛直最大耐力
1	木質耐震シェルター	株式会社 一条工務店	46t
2	レスキュールーム	有限会社 ヤマニヤマショウ	65t

3	剛建	有限会社 宮田鉄工	45t 相当 (落下衝撃試験)
4	シェルキューブR	株式会社 デリス研究所	87t
5	減災寝室	有限会社 扇光	45t 相当 (落下衝撃試験)
6	つみつくブロックシェ ルター	株式会社 つみつく	静止荷重であれば 100t 以上
7	まもルーム	株式会社 カラフルコンテナ	鉛直保持力 約 1200kN
8	命守 (いのちもり)	株式会社青ヒバの会ネットワーク	11.4t

別表第3 (第2条関係)

No.	名 称	会 社 名	最大耐力
1	防災ベッド標準型 B B - 0 0 2	株式会社 ニッケン鋼業	鉛直耐荷重 10 t
2	介護用防災フレーム	株式会社 ニッケン鋼業	鉛直耐荷重 6 t
3	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業 株式会社	耐荷重 16 t
4	ウッドラック (WOOD-LUC K)	新光産業 株式会社	耐荷重 約 65 t

別表第4（第3条関係）

補助対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
建築物耐震診断事業	事業主体が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と対象建築物の延べ面積に次の各号に定める基準額を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、200万円を限度とする。 (1) 延べ面積等が1,000平方メートル以内の部分 2,000円/㎡ (2) 延べ面積等が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円/㎡ (3) 延べ面積等が2,000平方メートルを超える部分 1,000円/㎡ (4) 一戸建て住宅 130,000円/戸
木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）	補強計画策定及び耐震補強事業	1戸ごとに、当該事業に要する経費と100万円（高齢者のみが居住する住宅等については120万円）を比較して、いずれか少ない額とし、かつ、耐震補強工事費の8割を限度とする。
	木造住宅耐震補強計画策定事業	1戸ごとに、当該事業に要する経費と次の各号に定める基準額と比較して、いずれか少ない額の10分の10以内とする。 (1) 図面がある場合 ア わが家の専門家診断事業による診断を

		る費用に限る。)	実施しているとき 144,000円 イ わが家の専門家診断事業による診断を実施していないとき 154,000円 (2) 図面がない場合 ア わが家の専門家診断事業による診断を実施しているとき 259,000円 イ わが家の専門家診断事業による診断を実施していないとき 269,000円
木造住宅建替助成事業		事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。)	1戸ごとに、当該事業に要する経費の23パーセント以内とし、40万円を限度とする。
木造住宅移転助成事業		事業主体が行う当該事業に要する経費（移転に要する費用に限る。)	1戸ごとに、当該事業に要する経費と10万円を比較して、いずれか少ない額とする。
ブロック塀等耐震改修促進事業	ブロック塀等撤去事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。)	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき26万6千円を限度とする。
	ブロック塀等改善事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。)	当該事業ごとに、次の各号に定める基準の額を合計した額とする。 (1) ブロック塀等の撤去に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じて得た額とを比較して、い

			いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき26万6千円を限度とする。 (2) ブロック塀等の新設に要する経費と新設するブロック塀等の長さ1メートルにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の1以内とし、かつ、1敷地につき16万6千円を限度とする。
耐震シェルター整備事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（購入費、運搬費、設置費並びに設置に係る基礎及び床補強工事に限る。）	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、6万2千円（高齢者のみが居住する住宅等については12万5千円）を限度とする。	
防災ベッド整備事業	事業主体が行う当該事業に要する経費（購入費（付属品を含む。）、運搬費、設置費並びに設置に係る基礎及び床補強工事に限る。）	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、防災ベッド1基につき20万円を限度とする。	

備考 共同住宅、長屋等は1棟を1戸とみなす。